



家庭からの化学物質の排出を減らしましょう！



市民の皆様へのお願い



化学物質の環境への排出は産業活動によるものが多くを占めますが、家庭や自動車の使用なども排出源となっています。このため市民の皆様におかれましても、日常生活において、化学物質の使用量を減らす取組などのご協力をお願いします。（裏面 PRTR 制度もご覧ください）

－ 暮らしの中で私たちにできること・できることから始めましょう －

● 環境への負荷が少ない商品を選びましょう

どんな化学物質が使用されているか表示を確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、環境への負荷が少ない商品を選びましょう。



● 必要なものを必要な分だけ購入しましょう

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会は意外と多いものです。まずは無駄をなくし、必要なものを必要な分だけ使い、化学物質の使用や排出を減らしましょう。



● 捨てるときはルールを守って廃棄しましょう

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。

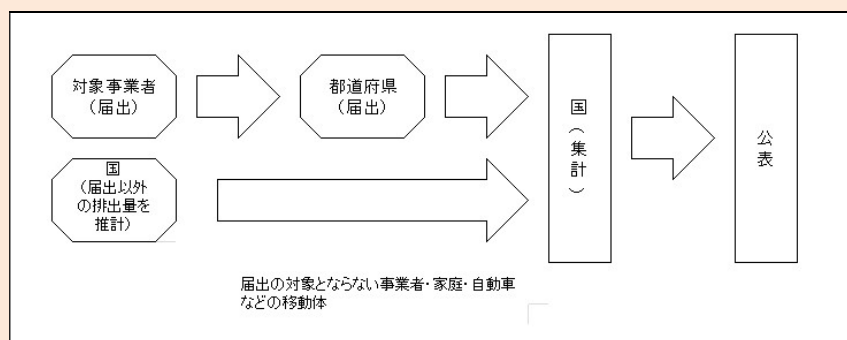
化学物質の排出を極力控え、人と自然と生きものにやさしい環境づくりにご協力をお願いします。

■ お問い合わせ先 ■

柏市環境部環境政策課 電話 04-7167-1695

● PRTR 制度とは

- PRTR 制度（Pollutant Release and Transfer Register）は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、人の健康や生態系に有害のおそれがある化学物質について、環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境への排出される化学物質の量及び、廃棄物に含まれて事業所外に移動する化学物質の量を国に届け出るとともに、国は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度です。



図：PRTR 制度で集計されたデータの流れ

● 対象となる化学物質

- PRTR 制度の対象となる化学物質は、「第一種指定化学物質」として計 515 物質が指定されています。そのうち、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」として 23 物質が指定されています。

● PRTR データの届出・公表について

- PRTR 制度の対象となる事業者は、対象化学物質の環境への排出量と事業所の外への移動量を把握して、都道府県を経由して国に届け出る義務があります。[※]
- 国はこの届出データや推計に基づき、化学物質ごとの排出量や移動量を集計・公表します。PRTR 制度は事業者、行政、市民が化学物質の情報を共有し、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されています。
- ※柏市内の事業所における PRTR 法の届出の窓口は千葉県となります。詳細は下記の千葉県のホームページ、関連の省庁のホームページをご覧ください。

● PRTR 関連のホームページ

- 千葉県 URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prtr/index.html>
- 経済産業省 URL:<https://www.meti.go.jp/index.html>
- 環境省 URL:<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>